

京田辺市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

京田辺市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱（平成29年京田辺市農業委員会告示第3号）の規定に基づき京田辺市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱するため、農地等の利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に熱意と識見を有する方を次のとおり募集します。

1 募集する区域及び募集人員

区 域	募集人員
大住区域	2人
田辺区域	2人
草内区域	2人
三山木区域	2人
普賢寺区域	3人
合 計	11人

※それぞれの区域は、昭和26年3月27日付け京都府告示第34号に掲げる区域。

2 任用期間

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

3 身分

京田辺市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

京田辺市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）と連携し、担当する区域の農地等の利用の最適化の推進活動を行うとともに、権利移動及び転用に係る許認可に対して意見等を述べて頂きます。

原則、平日昼間に開催される毎月1回（毎月5日前後）の総会、必要に応じ不定期に開催される研修会、部会等に出席して頂くこととなります。

5 委員報酬等

京田辺市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額

6 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する者は、推進委員になることはできない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 京田辺市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

7 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式により必要事項を記入のうえ、(3)の受付期間内に(4)の必要書類を添えて、郵送又は持参により、京田辺市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しない。

(1) 推薦及び応募の様式

ア 農業者が推薦する場合

農業者が推薦者となり、様式第1号（農地利用最適化推進委員推薦書・個人用）に必要事項を記入してください。

イ 農業者が組織する法人又は団体その他の関係者が推薦する場合

様式第2号（農地利用最適化推進委員推薦書・法人等用）に記入してください。

ウ 応募する場合

様式第3号（農地利用最適化推進委員応募書）に記入。

(2) 様式の入手方法

所定の様式は、農業委員会事務局窓口へ備え付けるほか、京田辺市ホームページからもダウンロードできる。

(3) 推薦及び応募の受付期間

令和5年1月23日（月）から同年2月24日（金）まで【必着】
※持参する場合は、平日の8時30分から12時まで、13時から17時15分までの間に提出。

※書類の提出期間は延長する場合がある。この場合、受付期間最

終日以降に京田辺市のホームページ等で公表する。

(4) 必要書類

- ア 推薦を受ける方及び応募する方の住民票（本籍及び筆頭者の記載があるもので、提出日から3か月以内に発行のもの）
- イ 推薦する方が法人又は団体（以下、「法人等」とする。）の場合、当該法人等の定款、規約等の写し。ただし、区、農家組合（実行組合及び農事実行組合を含む。）、農業協同組合、土地改良区、農業共済からの推薦の場合は不要です。

8 委嘱方法

京田辺市農業委員会農地利用最適化推進委員委嘱に係る意見聴取委員会（以下「意見聴取委員会」という。）を開催し、提出された書類をもとに、農業関係の経歴及び推薦並びに応募の別、理由等により整理を行い、農業委員会へ意見を報告する。（必要に応じて面接等を実施する場合がある。）

報告結果は、推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者に文書で通知する。

農業委員会は、意見聴取委員会の意見を参考に、総会において候補者を決定し、委嘱する。

委嘱の結果は、委嘱後に農業委員会事務局窓口及び京田辺市ホームページで公表する。

なお、電話等での結果に関する問い合わせにはお答えしない。

9 推薦及び応募に関する情報の公表

募集期間の中間及び期間終了後に農業委員会事務局窓口及び京田辺市ホームページで、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦した者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦した者（法人等）については、名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦をした者が推薦を受けた者を農業委員に推薦しているか否かの別又は応募した者が農業委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数

(7) 応募した者の数

10 その他の推薦及び応募に関すること

(1) 複数地区への推薦及び応募

推進委員は、同時に複数の区域へ推薦又は応募することができるが、委員会での整理の過程においていずれか1つの区域を指定して委嘱する。

(2) 農業委員と重複する推薦及び応募

農業委員と重複して推薦又は応募することができるが、農業委員と推進委員を兼ねることはできない。重複して推薦又は応募した場合は、先に農業委員の候補者の整理を実施し、市長が任命を予定する農業委員の候補者に漏れた場合に限り、推進委員の候補者となることができる。

11 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒610-0393

京田辺市田辺80番地

京田辺市農業委員会事務局（市役所3階）

電話 0774-64-1368（直通）